

国立大学法人筑波技術大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

{ 本法人が定める役員に支給する期末特別手当において、各役員の業績を考慮し、その業績に応じて10/100の範囲内で、増額又は減額できるものとしている。 }

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	{	地域手当の支給割合を1%引上げた。(国の支給割合が2.5%引上げのところ、人件費抑制等の観点から、1%引上げに抑制)【支給割合4%から5%】			}	
理事		同上。				
理事(非常勤)		改定なし。				
監事		改定なし。				
監事(非常勤)		改定なし。				

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	千円	千円	千円	就任	退任	
法人の長	16,320	11,064	4,703	553 (地域手当)			※
A理事	12,175	7,848	3,405	483 (地域手当) 439 (通勤手当)			◇
B理事 (非常勤)	837	837	0	0 ()			※
A監事 (非常勤)	75	75	0	0 ()			※
B監事 (非常勤)	125	125	0	0 ()		9月30日	※
C監事 (非常勤)	275	275	0	0 ()	10月1日		

【注】・「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

・「前職」欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の3第1項に規定する独立行政法人等役員となるために本府省課長・企画官相当職以上で退職をし、かつ、引き続き同項に規定する独立行政法人等役員として在職する者)であることを示し、「※」は、独立行政法人等の退職者(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)の対象法人(旧 国立大学法人筑波技術短期大学を含む)の退職者)であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事						該当者なし	
監事						該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、本法人において決定された当初予算の範囲内で運用している。
また、情報化の推進、アウトソーシング等により、人件費の抑制に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 紙与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)に定める国家公務員の職種に応じた俸給表を参考とし、毎年の人事院勧告の動向を踏まえ、給与水準を決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等に応じて、昇給、昇格・降格及び勤勉手当（6月・12月）の支給割合の増減を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。(給与法に準拠)
俸給月額 (昇給)	昇給前1年間における職員の勤務成績に応じて、昇給の号俸数を決定する。(給与法に準拠)
俸給月額 (昇格・降格)	昇格:従事する職務に応じて、総合的な能力の評価により、勤務成績が優秀な職員には1級上位の級に昇格させることができる。(給与法に準拠) 降格:勤務成績が不良の場合等(就業規則第11条に規定)には、下位の級に降格させることができる。(給与法に準拠)

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

○以下のとおり改正した。

- ・管理職手当(管理又は監督の地位にある職を占める職員に支給)を支給割合による支給から定額制による支給に改正した。但し、人件費抑制等の観点から、当分の間、職名に応じた支給割合を俸給に乗じて得た額とした。
- ・扶養手当の3人目以降の子等の手当額を1,000円引上げ、さらに、子等に係る手当額を500円引上げた。

【3人目以降の子等の手当額5,000円から6,000円、子等の手当額6,000円から6,500円】

- ・地域手当の支給割合を1%引上げた。(国の支給割合が2.5%引上げのところ、人件費抑制等の観点から、1%引上げに抑制)【支給割合4%から5%】
- ・俸給表について初任給を中心に若年層に限定し改正した。(中高年齢層は据置き)なお、その他の俸給表(役員本給表を除く)についても、一般職員俸給表との均衡を基本に改正した。

【一般職員俸給表の改正率 1級1.1%、2級0.6%、3級0.0%。4級以上は改正なし】

- ・勤勉手当の12月期支給割合を0.05月分引上げた。【0.725月から0.775月】

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

(年俸制適用者以外)

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 155	歳 48.7	千円 8,049	千円 5,724	千円 86	千円 2,325
事務・技術	人 47	歳 44.2	千円 5,989	千円 4,338	千円 62	千円 1,651
教育職種 (大学教員)	人 102	歳 50.9	千円 9,132	千円 6,455	千円 98	千円 2,677
その他医療職種 (医療技術職員)	人 3	歳 41.5	千円 5,006	千円 3,608	千円 32	千円 1,398
その他医療職種 (看護師)	人 3	歳 51.5	千円 6,528	千円 4,677	千円 72	千円 1,851

【注】・常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

- ・「その他医療職種」とは、医療技術職員については保健科学部附属東西医学統合医療センターに勤務する薬剤師、診療放射線技師及び臨床検査技師の業務を行う職種を示し、看護師については保健科学部附属東西医学統合医療センター及び保健管理センターに勤務する看護師の業務を行う職種を示す。
- ・該当者がない区分(在外職員、任期付職員、再任用職員、非常勤職員)及び区分中の職種(常勤職員中の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師))については、省略した。

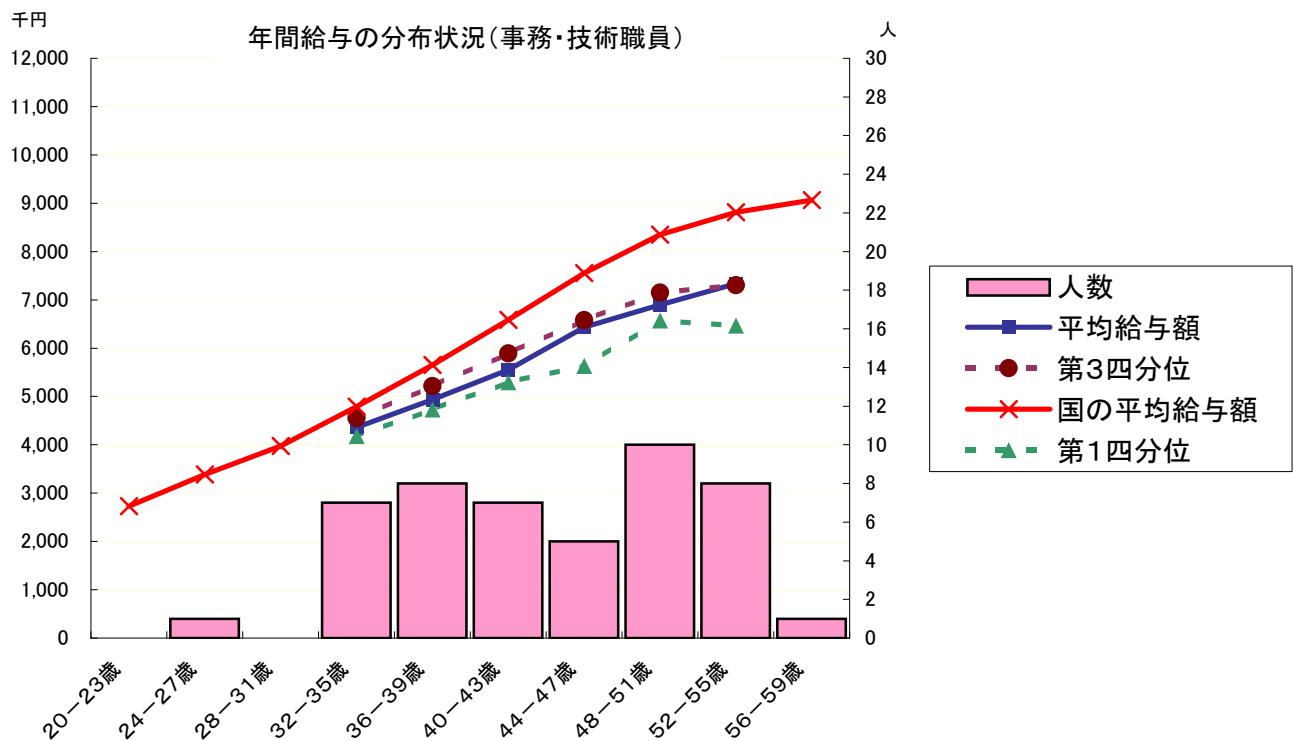
(年俸制適用者)

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
任期付職員	人 6	歳 40.8	千円 5,200	千円 3,865	千円 0	千円 1,335
特任教員	人 6	歳 40.8	千円 5,200	千円 3,865	千円 0	千円 1,335

【注】・「特任教員」とは、大学経営上の貢献が見込まれる場合、又は教育、研究、社会貢献に大幅な向上が見込まれる場合に、任期を定めて採用する年俸制の教育職員(特任教授、特任准教授、特任助教、特任助手、特任研究員)を示す。

- ・該当者がない区分(常勤職員、在外職員、再任用職員、非常勤職員)及び区分中の職種(任期付職員中の事務・技術、教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師))については、省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。])



【注】・①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

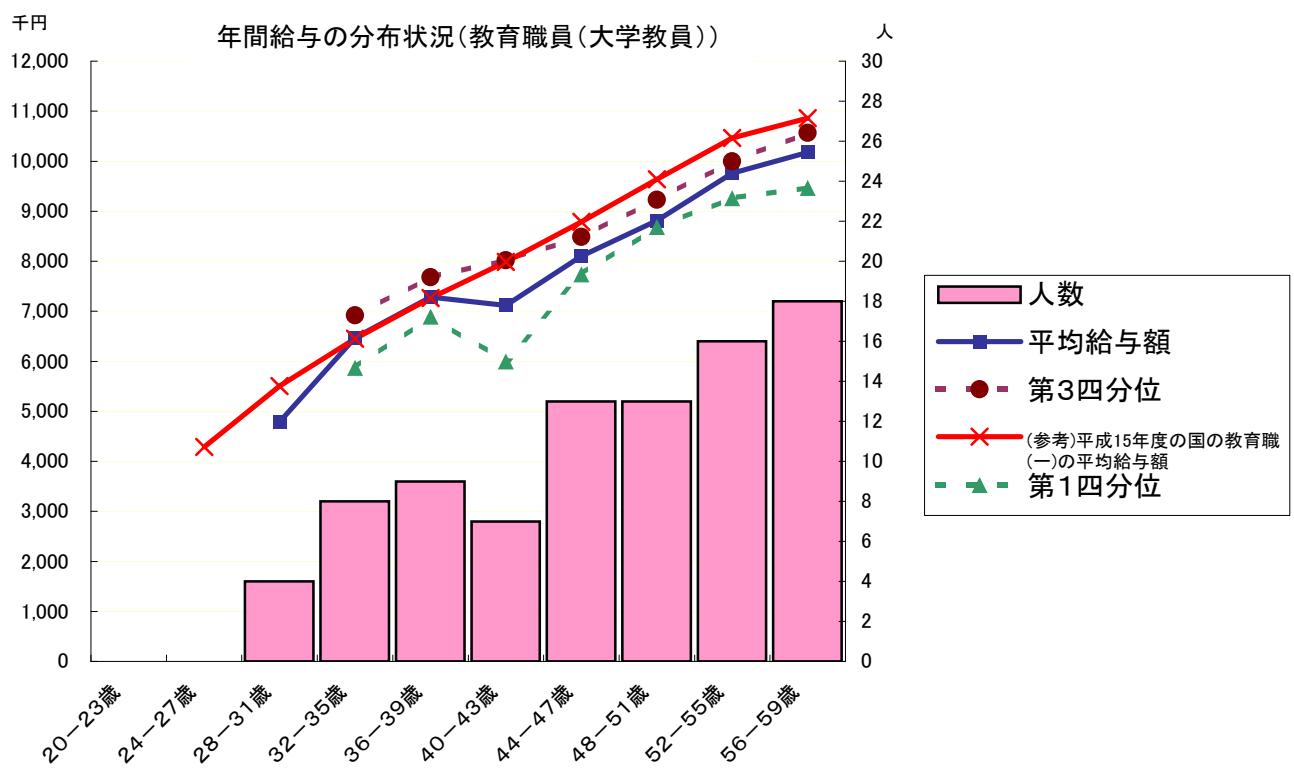
- ・年俸制適用者(特任教員)を含む。以下、②、④及び⑤において同じ。
- ・年齢24～27歳及び56～59歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ (職位)	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位 第3分位
			第1分位	千円		
・課長	3	49.5	—	8,881	—	—
・課長補佐	2	—	—	—	—	—
・係長	19	48.6	5,952	6,474	7,138	—
・主任	10	41.2	4,917	5,436	5,883	—
・係員	13	37.3	4,179	4,530	4,834	—

【注】・課長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

- ・課長補佐の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項について記載していない。



【注】・年齢28～31歳の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1・第3四分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ (職位)	人員	平均年齢	四分位		四分位 第3分位
			第1分位	平均	
・副学長	1	—	—	—	—
・教授	56	56.8	9,467	10,082	10,492
・准教授	34	44.7	7,586	8,077	8,536
・講師	2	—	—	—	—
・助教	11	37.9	5,267	5,903	6,628
・助手	3	49.2	—	5,440	—
・研究員	1	—	—	—	—

【注】・助手の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

・副学長、講師及び研究員の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項について記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))
(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	主任 係員	係長 主任	課長補佐 係長	課長 課長補佐	課長
人員 (割合)	人 47 (2.1%)	人 1 (31.9%)	人 15 (38.3%)	人 18 (38.3%)	人 8 (17.0%)	人 2 (4.3%)	人 3 (6.4%)
年齢(最高～最低)	歳 ～	歳 50～33	歳 56～36	歳 54～49	歳 ～	歳 52～44	歳
所定内給与年額(最高～最低)	千円 ～	千円 4,012～ 2,674	千円 4,983～ 3,735	千円 5,176～ 4,633	千円 ～	千円 6,775～ 6,176	千円
年間給与額(最高～最低)	千円 ～	千円 5,460～ 3,683	千円 6,946～ 5,214	千円 7,271～ 6,570	千円 ～	千円 9,187～ 8,569	千円

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		局長	局長	局長	局長
人員 (割合)	人 0 (0%)				
年齢(最高～最低)	歳 ～	歳 ～	歳 ～	歳 ～	歳 ～
所定内給与年額(最高～最低)	千円 ～	千円 ～	千円 ～	千円 ～	千円 ～
年間給与額(最高～最低)	千円 ～	千円 ～	千円 ～	千円 ～	千円 ～

【注】・1級及び5級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員):年俸制適用者(特任教員)以外)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助教 助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	人 102 (0%)	人 0 (8.8%)	人 9 (8.8%)	人 2 (2.0%)	人 34 (33.3%)	人 57 (55.9%)
年齢(最高～最低)	歳 ～	歳 50～29	歳 ～	歳 64～32	歳 64～45	歳
所定内給与年額(最高～最低)	千円 ～	千円 4,977～ 3,732	千円 ～	千円 6,758～ 4,830	千円 9,188～ 6,304	千円
年間給与額(最高～最低)	千円 ～	千円 6,897～ 5,107	千円 ～	千円 9,375～ 6,826	千円 13,374～ 8,986	千円

【注】・3級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員):年俸制適用者(特任教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		研究員	助教 助手	准教授	准教授	教授
人員 (割合)	人 6 (16.7%)	人 1 (83.3%)	人 5 (0%)	人 0 (0%)	人 0 (0%)	人 0 (0%)
年齢(最高～最低)	歳 ～	歳 62～29	歳 ～	歳 ～	歳 ～	歳 ～
所定内給与年額(最高～最低)	千円 ～	千円 4,529～ 3,147	千円 ～	千円 ～	千円 ～	千円 ～
年間給与額(最高～最低)	千円 ～	千円 6,120～ 4,200	千円 ～	千円 ～	千円 ～	千円 ～

【注】・1級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))
(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分 (期末相当)	% 67.4	% 67.4	% 67.4
	査定支給分 (勤勉相当)(平均)	% 32.6	% 32.6	% 32.6
	最高～最低	% 33.1～31.9	% 35.6～30.8	% 33.9～31.7
一般職員	一律支給分 (期末相当)	% 66.0	% 67.7	% 66.9
	査定支給分 (勤勉相当)(平均)	% 34.0	% 32.3	% 33.1
	最高～最低	% 37.4～30.3	% 35.3～29.6	% 35.7～30.4

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分 (期末相当)	% 61.2	% 62.4	% 61.8
	査定支給分 (勤勉相当)(平均)	% 38.8	% 37.6	% 38.2
	最高～最低	% 47.7～33.2	% 46.1～31.3	% 46.8～32.2
一般職員	一律支給分 (期末相当)	% 66.1	% 67.6	% 66.9
	査定支給分 (勤勉相当)(平均)	% 33.9	% 32.4	% 33.1
	最高～最低	% 37.6～31.9	% 37.4～30.0	% 37.3～30.9

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))	
(事務・技術職員)	
対国家公務員(行政職(一))	84.7

対他の国立大学法人等 98.4

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	93.5
------------	------

【注】・当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員	84.7	
	参考	地域勘案 84.1 学歴勘案 84.3 地域・学歴勘案 83.8	
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 88.5% (国からの財政支出額 2,622百万円、支出予算の総額 2,962百万円:平成19年度予算)</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成18年度決算)</p> <p>【検証結果】 本法人における対国家公務員指標は100を超えておらず、累積欠損額もないため、適切な給与水準であると考える。</p>		
講ずる措置	今後も法人の業務の実績等を考慮し、かつ、社会一般の情勢等に適合した給与水準を維持すべく努力していく。		

○教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の国の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標 93.5

○比較対象職員の状況

・教育職種(大学教員)

年俸制適用者以外に係る①表(職種別支給状況)の常勤職員欄の教育職種
 (大学教員)102人及び年俸制適用者に係る①表(同)の任期付職員欄の特任
 教員6人 計108人

108人の平均年齢50.3歳、平均年間給与額8,914千円

III 総人件費について

区分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成17年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 1,452,871	千円 1,512,895	千円 (%) △60,024 (△4.0)	千円 (%) — (—)
退職手当支給額 (B)	千円 187,844	千円 107,463	千円 (%) 80,381 (74.8)	千円 (%) — (—)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 177,899	千円 94,713	千円 (%) 83,186 (87.8)	千円 (%) — (—)
福利厚生費 (D)	千円 197,159	千円 201,607	千円 (%) △4,448 (△2.2)	千円 (%) — (—)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 2,015,773	千円 1,916,678	千円 (%) 99,095 (5.2)	千円 (%) — (—)

【注】・本法人は平成17年10月1日に設立されたため、「中期目標開始時(平成17年度)からの増△減」欄は記載していない。

- ・「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。
- ・「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

○「給与、報酬等支給総額」及び「最広義人件費」の増減要因について

「給与、報酬等支給総額」は、前年度に対して4.0% (60,024千円) の減少となったが、その要因としては、地域手当の1%引上げや勤勉手当の0.05月分引上げなどによる増加があった一方で、定年退職者等の後任補充の抑制、並びに人事異動時に業務の効率化・合理化を図り、人員配置等の見直しを行い、対象となる人件費削減に取り組んだ結果によるものである。

また、「最広義人件費」は、前年度に対して5.2% (99,095千円) の増加となったが、前述の「給与、報酬等支給総額」の減少があった一方で、以下の要因によるものである。

- ・「退職手当支給額」の増加は、定年退職者及び自己都合退職者の増員によるものである。
- ・「非常勤役職員等給与」の増加は、競争的資金等(特別教育研究経費等)による年俸制特任教員等を増員したこと、並びに業務の見直し及び整理等により非常勤職員等への転換又は人材派遣会社等の活用を図ったためである。
- ・「福利厚生費」の減少は、労働保険料の事業主負担率の引下げによるものである。

○「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況

【中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項】

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

【中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針】

中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理に関する具体的方策として、各教育研究活動、業務活動について人的資源の活用状況の観点からの見直し評価を行うとともに、合理化が可能と判断される活動については人員削減を行い、新規重点目標等の遂行に必要な要員を確保する。

また、総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

【人件費削減の取組の進ちょく状況】

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	1,552,085	1,512,895	1,452,871
人件費削減率 (%)		△2.5%	△6.4%
人件費削減率(補正值) (%)		△2.5%	△7.1%

【注】・「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年の行政職(一般職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%である。

・基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

○総人件費について、考慮すべき事項、説明すべき事項

平成17年度の給与、報酬等支給総額について、本法人の前身である旧国立大学法人筑波技術短期大学の数値739,354千円及び新国立大学法人筑波技術大学の数値778,231千円を合算すると、1,517,585千円となる。

IV 法人が必要と認める事項

特になし